平成２１年（フ）第６５号
福岡県八女市大籠７－１　グループホーム秋桜、住民票上の住所福岡県みやま市瀬高町小川34番地６
債務者　福入　輝侑
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第６９１号
福岡県中間市岩瀬３丁目11番30号
債務者　島田　英茂
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７３４号
北九州市若松区大字安瀬37番地２　403号
債務者　老松　京子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７３５号
北九州市門司区大里東５丁目３番８号
債務者　秋枝由美子（旧姓日野）
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７３８号
北九州市門司区高田１丁目８―20―101中尾聡志方
債務者　馬場　俊輔
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７５３号
福岡県遠賀郡芦屋町白浜町３番６号
債務者　石橋ユイ子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７６６号
北九州市小倉北区明和町４番32―101号
債務者　栗木　一也
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７６７号
北九州市小倉南区朽網西５丁目18番14―503号
債務者　宮﨑　栄子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８１２号
北九州市戸畑区天籟寺２丁目７番13号
債務者　宗　　充秋
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８２６号
北九州市小倉南区上吉田２丁目５番１―412号
債務者　三宅　節子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８４７号
北九州市小倉北区京町４丁目４番38―803号
債務者　石丸　法行
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８４９号
北九州市八幡西区藤原３丁目１番13―104号
債務者　喜久田　悟
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８５８号
北九州市戸畑区境川１丁目７番28―203号
債務者　垣替　淳嗣
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８６０号
北九州市門司区大里東１丁目９番35号
債務者　白石　正美
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８６１号
北九州市小倉南区沼南町１丁目14番11―505号
債務者　和田めぐみ（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８７３号
北九州市若松区栄盛川町６番28号
債務者　福島　敏行
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８７４号
北九州市若松区栄盛川町６番28号
債務者　福島美津子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部